

## 業務委託仕様書

### 1 業務名

海南省特定健康診査情報提供業務

### 2 業務期間

令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

特定健康診査の受診率の向上

### 4 業務内容

#### (1) 対象者抽出とリスト作成

- ア 本市が提示する特定健診の血液検査項目をすべて受けている者のデータをもとに、医療検査の結果が特定健診の検査項目すべてに該当する者を抽出し、特定健診受診者とみなせる者(以下「対象者」という)のリストを作成する。
- イ アについては、医療機関ごとに受診者・受診項目・受診月を記載したリストを別途作成する。
- ウ ア・イについては、CDに格納しパスワードを付けたうえで、納品する。

#### (2) 情報提供アンケートの発送

- ア 対象者に送付する情報提供アンケートと協力依頼文(アンケートと依頼文は委託者と協議し、3回以上の校正を実施し、校了の指示を得た成果物)を印刷する。
- イ アで作成した情報提供アンケートの返信用封筒を作成する。返信先は委託者先とし、郵送にかかる費用はすべて(返信も含む)受託者が負担するものとする。なお、そのための郵送手続きは、海南郵便局と打ち合わせることとする。
- ウ 対象者のリストと特定健診受診券発布者一覧を突合し、対象者の氏名・郵便番号・住所を記したラベルシールを作成する。
- エ ウで作成したラベルシールを、本業務のために作成した発送封筒に貼付し、情報提供アンケート・協力依頼文、返信用封筒を同封のうえ発送する。

#### (3) 情報提供アンケートの集計

- ア 委託者に返却されたアンケートを引き取る。引き取ったアンケートをもとに、対象者のアンケート結果を集計する。
- イ 不足している項目のデータを抽出できる任意の記号で入力しておく。不足データがある者については、個人別・医療機関別それぞれに不足項目一覧を作成する。なお、医療機関別の一覧には、不足している項目の記入欄を設ける。

#### (4) 医療機関への問合せ

- ア (3)-イで作成した医療機関別の不足項目一覧を用い、該当する医療機関に提供

の依頼を行う。依頼の方法は、文書送付・架電勧奨・訪問のいずれかとする。文書送付による依頼の場合は、本業務のために作成した発送用封筒と返信用封筒と依頼文書を用いる。問い合わせ先は海南医師会の医療機関に限る。

- イ 医療機関から返送された不足項目一覧用紙を引き取る。引き取ったデータをもとに、(3)-アの集計結果を完成させ、みなし健診受診者のCSVデータ(国保特定健診データ管理システムに取り込み可能なもの)を作成する。作成したデータはパスワードを付けた上でCDに格納し、納品する。

## 5 個人情報の取り扱い

### (1) データ等の授受

個人情報を含むものを取り扱うため、データ等の授受は全て委託者窓口にて行うものとする。原則、セキュリティ便の使用は認めないものとする。委託者の同意が得られた場合において、セキュリティ便等の使用は認めるものとする。

### (2) 情報セキュリティ対策

- ア 本業務の内容は、すべて秘密保持の対象となるので、受託者は本役務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。
- イ 受託者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。
- ウ 個人情報の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び海南市の関連例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。「プライバシーマーク」または「ISO27001」の認定業者であることを条件とする。

### (3) その他

受託者及び業務従事者の責に帰すべき事由により、個人情報に係る損害を与えた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。

## 6 再委託の禁止

### (1) 再委託の禁止

本業務の再委託については、原則禁止する。ただし、あらかじめ書面で委託者の承認を得た場合には、その限りでない。

## 7 その他

### (1) その他の特記事項

- ア 本業務における打合せに係る経費、データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備に係る経費については、全て受託者の負担とする。
- イ その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者間の協議により決定する。